

# 弓道場の使用条件および遵守事項

当館の弓道場は、一貫した射法やその指導に基づき、武道としての「弓道」の鍛錬を行う道場です。

安全確保と秩序維持のため、下記のとおり、使用条件および遵守事項を設けました。

使用条件を満たさない場合は、弓道場の利用はできません。

また、遵守事項を守らない方は、条件を満たしていても、退去を命じることがあります。

## 記

### 1 使用条件

個人使用、団体使用において、それぞれいずれかを満たすこと。

#### (1) 近的射場および巻藁室

##### ①個人使用

- （公財）全日本弓道連盟が認定する初段以上の段位取得者（以下「有段者」という。）による行射
- 同伴する有段者の指導のもとでの行射

##### ②団体使用

- 福井県弓道連盟または福井県高等学校体育連盟等の実施する弓道講習会を受講した教員等の指導・監督のもとでの行射
- 同伴する有段者の指導のもとでの行射

#### (2) 遠的射場

##### ①個人使用

- 有段者による行射

##### ②団体使用

- 福井県弓道連盟または福井県高等学校体育連盟等の実施する弓道講習会を受講した教員等の指導・監督のもとでの行射
- 同伴する有段者の指導のもとでの行射

## 2 遵守事項

### (1) 秩序

- 武道館職員や指導者の指示に従うこと。
- 指導者や他の使用者に対して迷惑となる（迷惑と受け取られる）行為、妨げとなる行為、危害を与えるおそれのある行為をしないこと。{例：暴行、脅迫、恫喝、暴言 等}
- 射場および巻藁室内では私語を慎むこと。
- 射場および巻藁室内では飲食をしないこと。
- 道場内に土足または裸足で立ち入らないこと。
- 施設・設備を損傷しないこと。
- その他、管理・運営上支障のある不適切な行為をしないこと。

### (2) 服装

- 射場および巻藁室内での服装は、弓道衣[筒袖、袴および白足袋]または和服[着物、袴および白足袋]とすること。（ただし、弓道教室や学校の部活動時その他特段の理由がある場合は、トレーニングウェア等でも可）
- 射場および巻藁室内では、被り物（バンダナ、手ぬぐい等を含む。）やリボン・ピアス等の装身具類は着用しないこと。（ただし、病気やけが等によりやむを得ない場合は可）

### (3) 用具

- 弓は日本弓（和弓）とし、弓・矢はいずれも良く手入れされたものを使用すること。
- 籠は完全に巻かれていること。
- 弦を張る高さは 15cm を標準とし、低く張らないこと。
- 筈や箇（シャフト）に傷のあるものは使用しないこと。
- 自分の矢束を知り、短いものを使用しないこと。

### (4) 行射

- 行射は、射場および巻藁室でのみ行うこと。
- 「弓道」として定められた射法により行射すること。
- 射位の相互間隔を守り、極端に狭いところで行射しないこと。
- 他人の方に向けて絶対に引かないこと。（まねをしてもいい）
- 巻藁矢での前に立たないこと。
- 巻藁は、2m以上離れた距離で射ること。また、巻藁の前後左右の近いところに人が居ない状態で射ること。
- 矢取りに出るときは、射手の動作を確認して連絡し合い、赤旗を出して矢取りを行うこと。

福井県立武道館館長